

## 「理工学部先導研究推進助成金」募集要項

平成27年 3月12日制定  
平成27年 4月 1日施行  
平成27年11月19日改正  
平成27年11月19日施行

### (趣 旨)

第1条 この要項は、理工学部研究委員会内規第2条第1項第2号に定める、理工学部先導研究推進助成金（以下「助成金」という）の募集に関して必要な事項を定める。

### (助成金の目的)

第2条 助成金は、社会的なインパクトのある特徴的な研究を支援し、ひいては、学外の大型研究資金を獲得し、時代を先導する研究拠点を形成することを目的とする。

### (定 義)

第3条 先導研究とは、社会的な課題解決を目指した先駆的・独創的で新奇性に富む挑戦的な研究を指し、本学部が将来フロントランナーとなりうる研究をいう。

### (募集種別)

第4条 募集種別は、指定された課題に対し募集する指定研究と研究分野を理学及び工学として自由に課題を設定できる公募研究の二種とする。

2 指定研究の課題は、事前に研究推進戦略委員会での協議を経て、学部長が決定する。

### (応募資格)

第5条 応募資格は、理工学部及び短期大学部（船橋校舎）の専任教員とする。

### (研究期間)

第6条 研究期間は、2年間とする。

### (研究費及び募集件数)

第7条 研究費は、2年間総額3,000万円以内、募集件数は、指定研究及び公募研究を毎年度各1件とする。ただし、第10条の選考結果により採択しないことがある。

2 研究期間内における年間の配分額は、前年度に採択された研究課題の配分金額に応じて調整することがある。

### (応募条件)

第8条 応募条件は、次のとおりとする。

- ① 実施する研究は、原則として複数学科で構成されたメンバーによるプロジェクトとすること。
- ② 競争的研究資金を獲得するため、研究期間終了後5年間は科学研究費助成事業（科研費）の新学術領域研究、特別推進研究、基盤研究（S・A）及びこれに準ずる省庁、民間等の外部資金に申請すること。
- ③ 助成金による成果は、研究期間終了後1年内に『理工学研究所研究ジャーナル』あるいは学術誌への投稿及び理工学研究所の講演会、学会等での報告をすること。そ

の場合には、理 工 学 部 の 助 成 を 受 け て い る 旨、必 ず 明 示 す る こ と。

④ プロジェクトメンバ 全員について、本大学が指定する研究倫理教育を修了してい る こと。

2 所定の期間内に前項第2号及び第3号の条件を満たさなかつた場合は、プロジェクトメンバ 全員について、当該研究期間終了後10年間理 工 学 部 の 資 金 による 研究費の応募及び研究分担者としての参加を認めないことがある。

(提出書類)

第9条 提出書類は、研究助成金申請書とする。

(選考)

第10条 提出された申請書に基づき研究推進戦略委員会及び研究委員会専門委員会において、研究計画の内容と準備状況等を勘案して選考する。

2 前項の選考にあたっては、研究代表者によるプレゼンテーションを実施する。

(採択制限)

第11条 同一研究代表者での採択は、1回限りとする。

2 研究代表者は、研究期間内において理 工 学 部 の 他 の 研究助成金（研究分担者としての参加を除く）との重複はできない。

(研究実績報告書及び成果物の提出)

第12条 研究代表者は、次の各号に定めるところにより研究実績報告書及び成果物を提出しなければならない。

① 每年度終了後30日以内に「研究実績報告書」を提出しなければならない。

② 研究期間終了後1年以内に第8条第1項第3号の成果物として、投稿論文の抜き刷り及び学会報告のレジュメ等を提出しなければならない。

2 提出された「研究実績報告書」はWebにより公開する。

(提出先)

第13条 この要項に指定された書類等の提出先は、研究事務課とする。

## 附 則

この要項は、平成27年11月19日から施行する。